

第四十三回国会 参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和三十八年二月五日(火曜日)

午後一時十八分開会

委員の異動

二月五日

補欠選任

櫻井 志郎君

青田源太郎君

北條 篤八君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

櫻井 志郎君

説明員

農林大臣官 八塚 陽介君

房総務課長 橋 武夫君

水産庁参事官 橋 武夫君

本日の會議に付した案件

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○沿岸漁業等振興法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(櫻井志郎君) たいだいまから委員會を開きます。

まず、委員の異動について報告いたします。亀田得治君が辞任され、その補欠として山口重彦君が指名されました。

○委員長(櫻井志郎君) 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、漁港法の一部を改正する法律案、沿岸漁業等振興法案、以上を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取することにいたします。大谷政務次官。

○政府委員(大谷實雄君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

近年におきます国民経済の成長発

展に伴いまして、農林漁業の構造改善をはかることがますます強く要請されておりますが、これにこたえるためには、その資金的裏づけとして、農林漁業に対する長期かつ低利な資金の融通を拡充円滑化することが特に重要となっております。このような農林漁業の体質改善をはかるための資金需要にこたえるべく、政府は従来から農林漁業金融公庫の融資ワクの拡大等に努め、特に昭和三十六年度におきましては、農業近代化資金制度を創設して農業関係施設資金の供給の円滑化をはかって参つたのであります。

しかしながら、農業及び沿岸漁業の構造改善事業の実施の状況、農林漁業経営の現状等を見ますに、現行の制度金融のうちには、その貸付金利、償還期限、貸付限度額等について条件緩和を要とするものがあり、特に、農業構造改善事業促進対策に基づく事業の実施に必要な経営近代化施設の融資については、各種の事業を総合的に計画的に、かつ短期間に実施いたします関係上、民間資金を原資とする農業近代化資金ではなく、長期低利の財政資金によるべきことが要請される等、なお大幅な改善の必要が痛感されるのであります。このため、昭和三十八年度から、新たな構想のもとに、農業及び沿岸漁業の構造改善の計画的推進をはかり、農業経営及び林業経営の規模の拡大、改善と農業生産の選択的拡大を特に促進するため、これに必要な長期資金を特別に有利な貸付条件で農林漁業

金融公庫から融通することを目的とする農林漁業経営構造改善資金融通制度を創設することとしたのであります。

本制度によって融通されます資金は、農業及び沿岸漁業の構造改善事業の実施に必要な施設資金等の構造改善事業推進資金を初めとし、農業の経営規模拡大のための農地及び未墾地取得資金、農業生産の選択的拡大の方向に即応する果樹園経営改善のための果樹の植栽育成資金、乳牛または肉用牛の飼養規模を拡大して畜産経営の改善をはかるための畜産経営拡大資金、林業につきましましては林業経営の改善のための森林の取得、育林に必要な資金、さらに沿岸漁業経営の近代化をはかるのに必要な沿岸漁船の整備及び沿岸漁業の協業化促進のために必要な資金が含まれておまして、昭和三十八年度におきましては総額三百億円の融資ワクを確保することとしたのであります。

これら資金のうちには、従来農業近代化資金制度によって貸し付けられていたものも含まれておりますが、今後はいずれも農林漁業の構造改善の促進に特に必要なものとして、系統融資機関の資金事情等に左右されない財政資金によりまして、あとう限りの長期かつ低利の条件をもつて融通することとしたのであります。この新制度を実施するため、農林漁業金融公庫の業務の範囲を拡充し、同公庫が貸し付けます農林漁業経営構造改善資金について特別に有利な貸付条件を定めると

ともに、同公庫に対する政府からの出資金を増額する等の必要がありまので、本法案を提案した次第であります。

以下、改正のおもな内容について御説明申し上げます。

第一点は、資本金の増額であります。昭和三十八年度におきまして、農林漁業金融公庫は、たいだいま申し上げました農林漁業経営構造改善資金三百億円を特に低利に貸し付けることとしておりますが、その他の農林漁業の生産基盤の強化等に必要資金についても、農林漁業施策に即応して融通の拡充円滑化をはかることとし、総額では前年度に比較して百六十億円増の八百七十億円の貸付決定を行なう予定であります。新制度の実施によりまして低利資金の融通とこの貸付ワクの増加に伴いまして、政府は、昭和三十八年度におきまして、一般会計及び産業投資特別会計から二百二十億円を出資することとしておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することとしたのであります。

第二点は、公庫の業務の範囲を拡充することです。農林漁業経営構造改善資金の融通を行ないますには、公庫の貸し付け得る資金の範囲を拡大する必要がありますので、公庫の業務の範囲に関する規定を改正することとしたのであります。すなわち、従来農業近代化資金によることとされておりました農業構造改善事業推進資金を、新たに公庫が特別の貸付条件で融

農林大臣官房長 林田修紀夫君

農林省農林 松岡 亮君

経済局長 松岡 亮君

事務局側 常任委員 安楽城敏男君

農林省農林 松岡 亮君

農林省農林 松岡 亮君

通すること及び畜産経営の拡大のために必要な資金の貸付けの道を開くことに伴いまして、果樹以外の永年性植物の植栽資金および家畜の購入資金を公庫が貸し付け得るようになすこととし、果樹園経営の改善のための資金として新たに果樹の育成に必要な資金の貸付けを公庫の業務に加えますとともに、従来自作農維持創設資金融通法によって農地または採草放牧地に限って特に公庫が貸し付け得るものとされ、おりました土地取得資金を、今回新たに農地または採草放牧地として利用するために必要な未墾地の取得資金をも含めて、公庫の本来の貸付業務に加えることとしております。

第三点は、農林漁業経営構造改善資金につきまして特別の貸付条件を定めることとあります。従来公庫の貸付金の利率、償還期限及び据置期間は、特別な資金を除いては、法律で定められた限度の範囲内で公庫が定めることとされておりましたが、今回、この貸付条件に関する規定を改正いたしました。公庫の貸付金のうち新制度に基づいて融通される資金を特に他の一般の資金と区分し、これにつきまして一般の資金とは異なる特別の貸付条件を定めることとしたのであります。これを具体的に申しますと、まず、農業構造改善事業推進資金は、従来年六分五厘の農業近代化資金によってまかなわれていた施設資金、家畜購入資金、果樹その他永年性植物の植栽資金について、年三分五厘という画期的な低利率を定めるとともに、その貸付期間も農業近代化資金では果樹の植栽資金については十五年以内、その他の資金については最長十二年でありましたもの

を、果樹植栽資金の場合は二十五年以内、その他の資金の場合は二十年以内としたしております。沿岸漁業構造改善事業推進資金につきましても、漁船その他の施設の改良、造成、取得等に必要な資金については、農業の場合と同様、利率を年三分五厘といたしております。この貸付条件によりまして、構造改善事業の計画的推進と関係漁民の負担の軽減に資することができると考えております。

次に、農地及び未墾地の取得資金並びに森林の取得資金は、農林業経営の規模の拡大を促進するため、年四分五厘とするとともに、貸付期間を二十五年以内とし、さらに農業構造改善事業と関連する農地等の取得の場合には、利率を特に年四分とし、この面からも農業構造改善事業の円滑な推進をはかることといたしました。

また、農業経営の改善合理化にあわせて農業生産の選択的拡大の促進をはかるため、新制度資金として取り扱うことといたしました。果樹園経営改善資金及び畜産経営拡大資金につきましても、従来の公庫資金または農業近代化資金よりも利率を年一分ないし五厘引き下げるとともに、畜産経営拡大資金については、家畜購入資金と施設資金とのセット融資により、従来農業近代化資金では十二年以内であった貸付期間を十五年以内で延長し、さらに沿岸漁船の整備、沿岸漁業の協業化の促進のための資金につきましても、従来の公庫融資より利率を年一分引き下げることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

次に農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農業近代化資金制度は、農家の預貯金等を長期低利の農業関係施設資金として還元することをねらいとし、このため農業協同組合系統機関の資金を活用することとして創設されたものであります。農業近代化資金助成法が昭和三十六年十一月に公布施行されましたからすでに一年余を経過し、昭和三十六年度におきましては約二百七十三億円が貸し出され、昭和三十七年度におきましても、その利子補給承認額は融資ワタ五百億円のほぼ満額に達する見込みであります。この法律に基づく政府の助成によりまして、農業者等の資本整備の高度化、農業経営の近代化をはかるために必要な資金の融通が円滑となり、農業協同組合系統融資機関に蓄積されていた農家資金の農業への還元が促進されて参りました。おおむね所期の成果を達成しつつあるものと考えております。

しかしながら、農家の預貯金の状況を見ますに、地方銀行等の一般の金融機関にも相当な額の預金が預け入れられておりました。一般金融機関と取引をして農家も少なくないと考えられるのであります。したがって、農家資金の農業への還元という制度本来の趣旨からいたしまして、また近年ますます旺盛になって農家の資金需要を充足させますために、このような地方銀行等の保有しております農家資金を農業に還元し、また、農協系統融資機関から資金を借りたい農業者等に農業近代化資金を借り入れる道を開く必要が参りますので、この際政府の助成にかかわる農業近代化資金の融資機関の範囲を拡大し、銀行その他の融資機関として加えることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

次に、ただいま、上程せられました漁港法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

しかしながら、最近におけるわが国水産業の発展と漁船の大型化、漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、現行の漁港整備計画を即座に即座のように改める必要が生じてきているのであります。このため今次国会の御承認を得て漁港整備計画を変更することといたしておりますが、その変更整備計画におきましては、緊急に整備を要する重要な漁港につきまして重点的に整備をはかることといたしておりますのであります。そのうち特定第三種漁港につきましては、今後事業の規模も大きくなり、地元地方公共団体の負担も増大して参りますので、この法律に基づく国の負担割合を引き上げる措置を講ずる必要が出て参ったのであります。このほか、本法の施行後における漁港審議会の運営の実情にかんがみ、その組織についての規定を整理することが一そうその運営の実情に即するゆえんと存じまして、この際漁港法の一部を改正することとし、本法を提案いたしました次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まずその第一は、漁港審議会の組織についての改正規定であります。従来漁港審議会の委員九人のうち、一人は、水産庁長官をもつて充てることとされておりましたが、本法施行後十二年間における運営の実態は、行政機関の長としての水産庁長官が委員として本審議会において意見を述べ、意思決定に参加するようになす必要はななく、また、委員として審議会に参加するよりも行政機関の長として審議会に臨む方がより適切と考えられるに至りましたので、この規定を削除するとともに

に、関係条項を整理することとしたしました。

第二は、国庫負担率の引き上げに關する改正規定であります。国以外の者が特定第三種漁港について漁港修築事業を施行する場合における基本施設の修築に要する費用についての国の負担割合は、従来百分の五十であつたものを、百分の六十に改めることとしたしました。

以上が、この法律案を提案する理由とその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、沿岸漁業等振興法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、その漁獲高において世界最大であり、動物蛋白質食糧の重要な補給源として、国民経済上重要な役割を果たして参りましたが、その生産の態様は多様であり、大きく分けると、大規模漁業、中小漁業及び零細な沿岸漁業の三つの類型になると考えられるのであります。このうち、漁業経営体の九割以上を占めている沿岸漁業は、一部の養殖業を除き、他産業と比較してその生産性及び従事者の生活水準がかなり低い状態にあり、また、漁業生産の中核をなしている中小漁業は、漁業種類、経営規模等により種々格差がございますが、不安定なものが多い現状であります。ことに最近における国民経済の成長発展に伴い、このような沿岸漁業等の傾向は、いよいよ顕著となつてきていますのであります。

また、一方、国民経済の成長発展

は、わが国の就業構造に著しい変化をもたらし、漁業の就業人口も減少して、能率的な漁法、漁具の導入等によって生産性の高い漁業を育成してゆく契機が生じてきております。

このような沿岸漁業等及びこれを取り巻く条件の変化等を背景といたしまして、沿岸漁業等の従事者の自由な意思と創意工夫を尊重しつつ、沿岸漁業等の近代化と合理化をはかるとともに、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようするため、沿岸漁業等に関する国の基本的施策の方向を示し、その重点的施策を明らかにすることが重要とされるに至つたわけであり、政府といたしましては、これらの事情を勘案検討いたしまして、沿岸漁業等振興法案を第四十国会に提出いたしました。この法律案は前国会において審議未了となり、また、今回これと同一の内容のこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。

第一点といたしまして、この法律は、さきに述べましたとおり、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができ、これを目的として、従業者の地位の向上をはかることを目的として、この法律案を提出することとした。この法律案の目的を達成するための基本的施策の方向といたしまして、(1)水産資源の

維持増大 (2)生産性の向上 (3)経営の近代化 (4)水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定 (5)災害による損失の合理的補てん等による経営の安定 (6)近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保 (7)沿岸漁業等の従事者及びその家族の転職並びに沿岸漁業等の経営にかかわる家計の安定 (8)漁村の環境の整備等による沿岸漁業等の従事者の福祉の増進の八項目を明らかにし、

国は、その政策全般にわたりこれらの事項に關し、必要な施策を総合的に講じなければならぬこととする。これらに自然の施策が画一的でなく、地域的に自然の、経済的、社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべき旨を定めたのであります。

さらにこのような国の基本的施策を実施するため政府は財政上の措置等を講じなければならぬこととする。これを助ける沿岸漁業従事者等の自主的な努力を助長する旨の規定、沿岸漁業等について政府が講じた施策に關する年次報告等についての規定等を定めておきます。

次に、第二点といたしまして、これらの基本的施策にかかわる重点的な国の具体的施策といたしまして、以下の四つの施策を明らかにしております。

第一は、沿岸漁業についての構造改善事業であります。この事業は、沿岸漁業の構造改善をはかるため生産、流通等広範にわたる事業を考へておきますが、沿岸漁業は、その規模が零細であり、したがつて、生産性も生活水準も低い現状にかんがみ、特に、国は、都道府県が沿岸漁業の構造改善事業に關する総合的な計画を立て、これ

に基づいて構造改善事業が実施される場合に助言及び助成等の強力な援助を行なう等沿岸漁業の構造改善事業が総合的、かつ効率的に行なわれるよう必要な措置を講ずることとしております。

第二は、中小漁業の振興のための措置であります。中小漁業の不安定要因として、水産資源の利用の問題、漁船及び漁具、漁撈装置の問題等種々考えられるところであります。国がその業種に特有の改善すべき基本的事項を定めて公表するとともに、その改善を行なう中小漁業等に助言、指導、資金の融通のあつせんを行なう等、中小漁業の振興に關し必要な措置を講ずることとしております。

第三は、沿岸漁業等を対象とする試験研究機関の行なう調査及び試験研究の充実等に関する措置であります。

沿岸漁業の構造改善事業及び中小漁業の振興のための施策の実施にあつては、もちろんのこと、およそ沿岸漁業等の発展をはかるためには、その前提といたしまして十分な水産資源の調査及び試験研究が必要であります。

そこで、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業の充実をはかるとともに、他の試験研究機関と協力して効率的に実施する等の必要な措置を講ずることとしております。

第四は、沿岸漁業等の改良普及の事業に關する措置であります。現在、都道府県には、沿岸漁業等の技術及び知識の普及または従事者の生活改善の指導を行なう改良普及員と、この改良普及員を指導し専門的事項に關する調査研究を行なう専門技術員が置かれてい

ますが、国は、これらの都道府県の職員の設定及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとしております。

最後に、この法律の施行に關する重要事項につきましては、中央漁業調整審議會の意見を聞くことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(櫻井志郎君) 以上をもち、提案理由の説明を終わります。

次に、四件についての補足説明及び提出資料の説明を順次聴取いたします。

○政府委員(松岡亮君) ただいま提案理由の説明のありました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明いたしたいと思います。

まず第一に、公庫の資本金に關する第四條の規定の改正でございます。公庫の三十八年度における貸付契約計画額は新制度金三百億円を含め総額八百七十億円で、前年度に比へまして百六十億円の増加でございます。この貸付金の原資といたしましては、まず政府からの出資金でございますが、一般会計からの出資十四億円、産業投資特別会計からの出資二百六十四億計二百二十億計でございます。借入金といたしまして、資金運用部資金等の借入れが合計三百六十六億計、貸付回収金等が二百二十億計でございます。以上のとおり、一般会計より産業投資特別会計からの出資が二百二十億計ござ

いますので、公庫法第四條第一項の公庫の資本金をそれだけ増額しようとするのが改正の第一点でございます。

次に、今回の改正の眼目である農林漁業経営構造改善資金融通制度の創設に關連する改正でございます。この新制度の創設の目的、趣旨につきましては、ただいま御説明のありましたとおりでございます。法律の上では新しく第十八條に追加いたしました第三項の計画的推進をはかり、または農業経営の規模の拡大、農業生産の選択的拡大、もしくは林業経営の改善を促進するために必要な一定の資金につきましては、別表第二に定める特別に有利な利率その他の貸付条件で貸し付け得る旨を規定し、新制度の趣旨を表明して

いるのでございます。これに關連いたしまして若干御説明申し上げますと、まず、新制度の大きなねらいは、構造改善事業の計画的推進をはかるため、これに必要な長期低利の資金を公庫から円滑に融通することにあるのであります。御承知のとおり、農業構造改善事業は、全国約三千百市町村を対象とし、一定の年次計画により本年度から具体的な事業の実施段階に入ったのでございます。この事業の円滑な実施を確保いたしますため、その中核をなします補助事業につきましては、特に高率の補助率を適用してございまして、融資の面におきましても必要な原資を確保いたしますとともに、関係農民の負担軽減のため、特に長期低利の条件をもって融通することとする必要があるのでございまして、このような事情を考慮いたしました結果、従来農業近代化資金の

融資対象とされておりました個人施設と、共同施設である経営近代化施設のうち、農業者の協業組織の設置するものに限つて、これを公庫からの融資に切りかえることとし、その貸付条件を、個人施設の分を中心大幅に緩和することとしたのであります。沿岸漁業の構造改善事業は、全国おおよね四十二区域を対象として、農業の場合と同様、一定の年次計画に基づいて実施してございまして、特別途今国会に提案されております沿岸漁業等振興法案に基づく国の施策といまして、この事業の円滑な実施を確保いたしますため、従来から公庫が融通しておりました漁船の建造、海面養殖施設等の沿岸近代化資金の金利を大幅に引き下げて、沿岸漁業者の負担軽減をはかつたのであります。このほか沿岸漁業については、構造改善事業の先行的な実施という意味合いで実施しております沿岸漁船の整備促進事業がございまして、この事業における漁船建造等の資金並びに沿岸漁業等、振興法案にも規定しております生産行程の協業化促進のために、必要な漁船の建造等の資金、海面養殖施設等の造成資金等は、いずれも従来から公庫が融通して参つたのであります。これらの漁業は、広い意味において沿岸漁業の構造改善のための事業でありまして、構造改善事業推進資金とともに、新制度資金といたしまして金利引き下げを行なつていましてあります。次に、新制度の重要なねらいといつたところで、農業経営の規模拡大をうたつておるものであります。これは農業基本法において国は自立経営の育成のために必要な施策を講ずべきことを規

定されておりますが、今日この方向に沿つて農業経営の改善をはかつて参りますには、何と申しましても、経営の基幹的施設である経営耕地の拡大が必要であると存じます。これにつきましても、御承知のとおりかねて自作農維持創設資金融通法に基づきまして、公庫より農地及び採草放牧地の取得資金を、年五分、償還期限二十年以内の貸付条件で融通して参つておるのであります。この資金の融通は、もともと農地改革によつて創設された自作農の経営の維持安定が主眼となつていたものであります。最近においては、その運用面におきまして積極的に経営の拡大改善をはかるための前向きな金融という性格を強めて参りました。今後の農業動向を考えますとき、このような方向における農地等の取得金融を一そう円滑にする必要があり、またこのことは、農業構造の改善をはかるためにも肝要なものと存じまして、今回の新制度に、農地及び採草放牧地の取得資金に加え、金利の引き下げと、償還期限の延長を行なうとしておるものであります。なお従来未墾地の取得資金には、いわゆる未墾地の取得資金が含まれておらず、公庫資金として、開拓パイロット事業の場合に農地の造成資金も含めて融資が行なわれる場合があつたのであります。ところが最近においては、農業構造改善事業等におきまして未墾地を取得して共用地を造成するとか、家畜飼養のための草地として利用するというような事例が増加して参つておりますが、また果樹園経営の拡大のため、未墾地を購入して、自立開墾によりこれを果樹園とするというような農家もかなり見受けら

れるのであります。これらの場合の取得資金が相当の額に達するというところを見ているのでございます。このような事情がございまして、新制度におきましては、農地、採草放牧地の取得金融に未墾地の取得関係をもあわせまして、農業経営の改善のための土地取得資金の融通を行なうということといたしたのであります。次に、農業生産の選択的拡大を促進することが新制度の趣旨の一つに掲げられておるのでございますが、畜産及び果樹農業に關する施策の強化が要請されておることについては異論のないところかと存じます。果樹園につきましても、果樹農業振興特別措置法が制定されて、将来における需要の伸長が見込まれる主要果樹について果樹園経営計画を作成し、都道府県知事がこの計画を適当であると認定いたしました場合には、計画達成のために必要な果樹の植栽資金を公庫から年七分以内の条件で貸し付ける旨を規定していただくことは御承知のとおりであります。しかしながら、果樹は植栽後成木になつて収益が得られるようになるまでに相当の年月を要するのであります。その間の肥培管理等の育成に要する費用につきましても、長期低利の資金の融通を要する声がかねて強かつたのであります。また畜産につきましても、今後の畜産物需要の動向に照らして特に酪農及び肉用牛経営の育成強化が緊急に要請されておりますが、これらの経営の改善合理化をはかり、生産性の高い経営を確立するためには、現状の平均一、二頭程度の畜産規模ではなかなか困難なものがあつて、これをある程度多頭飼育にまで

持つて参りまして、同時に飼料の自給率を高め畜舎、サイロ等の施設の整備をはかる等の総合的な施策が計画的に行なわれる必要があるものであります。これには相当の多額の資本投下を要します。また飼養規模拡大のための乳牛あるいは肉用牛の購入資金と施設の整備に要する資金とをセットにして貸し付け、これらを一括して長期低利の条件とする必要があるものであります。以上申し述べました諸点にかんがみまして、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の達成に必要な資金のうち、果樹の植栽資金と育成資金並びに牛乳または肉用牛の飼養規模を拡大しつつ、生産性の高い合理的な経営を確立するのに必要なこれらの家畜の購入資金及び畜舎等の施設の整備に要する資金を新制度資金として公庫から融通することにいたしましたのであります。最後に、林業の経営改善に必要な資金につきましても、従来から公庫が森林の取得に必要な資金及び森林の管理に要する資金を貸し付けて参つたのでございまして、今回農業及び沿岸漁業の経営の拡大改善をはかるものと問題旨におきまして、これを新制度資金とし、金利、償還期限等の貸付条件等を緩和することとしたのでございます。以上、今回の新制度創設の趣旨をそれぞれ資金に応じて御説明申し上げたのでございます。

次に、本法案におきましては、新制度によつて新たに貸し付けることとなる資金につきましても、公庫に貸付の業務能力を与えるため、公庫の業務の範囲を拡大することとしたのであります。

持つて参りまして、同時に飼料の自給率を高め畜舎、サイロ等の施設の整備をはかる等の総合的な施策が計画的に行なわれる必要があるものであります。これには相当の多額の資本投下を要します。また飼養規模拡大のための乳牛あるいは肉用牛の購入資金と施設の整備に要する資金とをセットにして貸し付け、これらを一括して長期低利の条件とする必要があるものであります。以上申し述べました諸点にかんがみまして、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の達成に必要な資金のうち、果樹の植栽資金と育成資金並びに牛乳または肉用牛の飼養規模を拡大しつつ、生産性の高い合理的な経営を確立するのに必要なこれらの家畜の購入資金及び畜舎等の施設の整備に要する資金を新制度資金として公庫から融通することにいたしましたのであります。最後に、林業の経営改善に必要な資金につきましても、従来から公庫が森林の取得に必要な資金及び森林の管理に要する資金を貸し付けて参つたのでございまして、今回農業及び沿岸漁業の経営の拡大改善をはかるものと問題旨におきまして、これを新制度資金とし、金利、償還期限等の貸付条件等を緩和することとしたのでございます。以上、今回の新制度創設の趣旨をそれぞれ資金に応じて御説明申し上げたのでございます。

次に、本法案におきましては、新制度によつて新たに貸し付けることとなる資金につきましても、公庫に貸付の業務能力を与えるため、公庫の業務の範囲を拡大することとしたのであります。





いる、これは信連の段階においてもそ  
うでございますが、三十七年に入りま  
すと近代化資金の貸し出しが相当伸び  
ておりますので、それらもこの結果に  
表われているのだと思つてあります。

その次の表に移りまして、その次の  
表は、近代化資金制度と並行して作り  
ました農業信用基金協会の各県にご  
ざいます信用基金協会の事業の状況で  
ございますが、三十七年度はまだ全部が  
わかっておりませんので、三十六年度  
で申し上げますと、全体の会員数が一  
万一千六百五十七でございますが、そ  
のうち単協が圧倒的に多く一萬四四百  
十二、出資額は全体で四十四億三千五  
百円でございます。これは近代化資  
金に見合うものが二十七億、一般資金に  
見合うものが十六億円でございます。  
で、それの出資者を会員別に見ます  
と、都道府県が多くて、近代化資金に  
關しましては十六億四千万円出資して  
いる、都道府県以外のものは十一億  
四千万円出資して、こういう状況で  
ございます。それから実際に保証され  
ましたものが、その下に保証額という欄  
が、その下に保証額という欄がござ  
います。この信用基金協会の保証した  
額は二百二十八億円、そのうち近代化  
資金にかかわるものが百四十四億三千二  
百円でございます。で、結局近代化  
資金がこの信用基金協会の保証に依存  
した割合というものは貸し出しのうち  
五二・三％に相当するということがな  
るのでございます。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇説明員(橋武夫君) 水産庁関係の法  
案といたしましては、漁港法の一部を  
改正する法律案、それから沿岸漁業等  
振興法案、二件を御審議いただくわけ  
でございますが、そのうち漁港法の  
一部を改正する法律案のほうは、先ほど  
提案理由の御説明にもありましたよう  
で、内容は簡潔なものでございまし  
て、中心は、特定第三種の漁港につき  
ましての漁港修築事業を行ないます場  
合の負担率を、従来の五割から六割に  
上げるといふことを中心とするもので  
ございます。この特定第三種と申しま  
すのは、御承知かと思いますが、漁港  
法で、漁港を第一種、第二種、第三  
種、第四種というように、漁港の種類  
を機能によって分けております。その  
第三種と申しますのは、漁港の中で  
比較的大きな、全国的に利用される漁  
港でございます。その全国的に利用さ  
れる漁港のうち、さらに水産業の振興  
という立場から、特に重要なものを政  
令で指定することになってございま  
して、その指定されましたものを特定第  
三種漁港と申しております。現在政令  
で指定されております港というのは八  
つでございます。青森県の八戸、宮城  
県の塩釜、千葉県の銚子、神奈川県の  
三崎、静岡県焼津、山口県の下関、  
福岡県の博多、長崎県の長崎、この八  
つでございますが、こういう港につき  
ましての国の修築事業につきましての  
負担率を、従来の五割から六割に引き  
上げようというのが改正の趣旨でござ  
います。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

〇委員長(櫻井志郎君) 松岡局長に言  
いますが、今の補足説明に対して印刷  
物を至急委員会に提出して下さい。  
次に、水産庁参事官橋武夫君。

にあるという事は、皆さん御存じのとおりでございますので、こういうような現状にかんがみまして、特に生産基盤であります漁港及び漁場の整備を進め、また漁撈技術、養殖技術などの生産技術等につきまして、その向上をはかつて参るための必要な施策を講ずべきであるということをご明らかにしたものでございます。

第三号は、経営の近代化ということに着眼した規定でございます。沿岸漁業の生産性の向上をはかつて参りますためには、やはり経営規模が非常に零細であったり、その経営が非常に非近代的なやり方で行なわれているようなものにつきまして、この生産性の向上をはかつて参るといふことの困難もございまして、漁場の利用方法の合理化をはかりながら、所有漁船の大型化を逐次進めて参るといふような形で、経営規模を拡大し、また集団操業など、そういうふうな生産行程につきましての協業化というふうなものも逐次促進して参る。また一本釣のようになかなか細かな、非常に技術として古いおくれた段階の技術から、逐次網漁業あるいは養殖漁業というふうな生産性の高い漁業に転換をはかつて参る。また漁撈設備の近代化を進めて参るといふようなことによりまして、経営の近代化をはかるべきことを定めておるわけでございます。

第四号は、以上の生産段階に對しまして、流通加工の段階についての規定でございます。流通の合理化、加工、需要の増進、価格の安定ということを主眼にして規定しているものでございます。その重要な手段といたしましては、協同組合の行ないます共販事

業を進めて参る、また冷蔵庫のような水産物の保蔵施設あるいは冷蔵自動車のような運搬施設を整備いたします。また市場その他水産物の取引を近代化し、またカン詰業その他の水産加工業の振興をはかること、さらに魚価安定基金でありますとか、漁業生産調整組合制度でありますとか、そういうような制度を活用することによりまして水産物の生産流通の調整をはかること等によりまして、必要な施策を講ずべきことを規定しているものでござい

それから第五号は、こういう漁業と切り離せない災害との関連におきまして、漁業の災害に対する抵抗力の増加と申しますか、災害の場合の経営の安定ということについてきめたものでございまして、そういう自然的条件によつて非常に漁業経営が不安になるといふことを防止する手段として、災害による損失の合理的な補てんなど必要な施策を講ずべきことを定めたものでござい

次の第六号は、以上のような経済的、物的の面からの経営の合理化、近代化というものと、そういう条件を進めることと並行いたしました、むしろ漁業を行なう人の面から、その主体的側面としての人の問題について規定したものでござい

業を進めて参る、また冷蔵庫のような水産物の保蔵施設あるいは冷蔵自動車のような運搬施設を整備いたします。また市場その他水産物の取引を近代化し、またカン詰業その他の水産加工業の振興をはかること、さらに魚価安定基金でありますとか、漁業生産調整組合制度でありますとか、そういうような制度を活用することによりまして水産物の生産流通の調整をはかること等によりまして、必要な施策を講ずべきことを規定しているものでござい

近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者を養成して参る。さらには進んで沿岸漁業等をもつと漁村の青年に魅力のある産業として形成していくということによりまして、りっぱな人材が確保できるようにするというのがこの趣旨でございます。

それから第七号は、そういうふうな漁業の合理化、近代化ということに密接に関連いたします従事者の家計の安定の問題、さらにその従事者及び子弟の転職の問題について定めたものでございまして、漁業所得によつてほかの産業の従事者と均衡する生活を営むことができるようにすることがもちろん第一義として望ましく、そのために上げましたような各般の施策を講じて参るわけでございますが、漁業の経営の具体的内容によりまして、あるいはその置かれた条件によりまして、それを期待することの非常に困難なものにつきましては、職業訓練あるいは職業紹介の事業を充実いたしますとか、あるいは漁村地方における農業、工業等、産業を振興いたしますとか、必要な施策を講ずることによりまして、その従事者が他の産業に転換する機会と

得を増大して、一方では兼業、副業という形での家計の安定に資することともに、さらに進んで他の産業に転ずることの機会を増して参るようになしたというものがこの趣旨でございます。そのような形で各般の総合的な施策を講ずることによりまして、沿岸漁業等の発展と従事者の地位の向上を期しているわけでございますけれども、従事者の福祉を増進いたしますためには、単にそういう企業の中の施策だけ

では尽くされない面がありますので、なお八号で残された事項といたしまして、その漁業なり漁村を取りまく環境としての道路、医療、電気などの文化施設の整備、また家庭生活の改善でございますと、労働関係の近代化等、福祉の増進をはかつて参りたいということをご規定したわけでございます。

以上申述べましたような国の施策は、沿岸漁業等の特殊性から申しまして、その行なわれます地域の自然的、経済的、社会的な諸条件を考慮して、具体的に適合する形で進めて参ることが必要でありますことは申すまでもないことでありまして、その趣旨を第三条の第二項で規定しているわけでございます。

それから第五号におきまして、政府はそのような方針を実施するために必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬという旨を規定しているわけでございます。さらに第六号におきましては、そういうふうな固なり地方公共団体が施策を進めて参ることはもちろんでございます。こういう施策を講ずるにあたって、沿岸漁業の従事者自身、またその組織する団体が自主的に努力して参ることを大いに期待する必要があるわけで、そういう自主的な努力を助長することを旨として、ただいまのような施策をわしるそれに即応する

形で、それを促進する形で固なり地方公共団体が施策を講ずべきであるということをご第六号で規定しているわけでございます。

それから第七号におきまして、沿岸漁業等につきまして国が講じた施策につきまして、毎年国会に年次報告を提出する、またさらに今後講じようとする施策につきましても、その報告において明らかにすることを定めております。

これがこの法案の前半の国の基本的政策について規定したものでござい



具、漁撈装置の設置でございますか、そういう経営を近代化するための施設を導入いたしまして、また水産物の冷凍なり冷蔵のための共同利用施設でございますか、あるいは水産物の共同加工場でございますか、そういう流通加工施設を強化して参るといふような手段によりまして、沿岸漁業の生産、流通等、広範にわたる事業を起し、沿岸漁業の生産性を高めるように、構造的に改善することを目的として考えられたのが構造改善事業であります。

これにつきましてはすでに御承知のとおり、昭和三十七年度から一部の府県におきましては事業にすでに着手しております。その他の府県につきましても逐次計画的に実施することとしております。第八条におきましての都道府県の樹立する構造改善事業計画あるいはこれに基づきまして実施する事業につきましては、国が必要な助言を行なうとともに、経費の補助あるいは資金の融通のあっせんなどその事業が総合的かつ効率的に行なわれるような援助をしなければならぬということ規定してあるわけであり、

次に九条につきましては、沿岸漁業と並びまして中小漁業の振興について規定してあるわけでございます。中小漁業は経営規模なり漁業種類によりましてさまざまな経営状態になっておるわけであり、概して申し上げますと、かなり経営の不安定なものが多いのであります。その要因としましてはいろいろな業種ごとに固有な条件もいろいろ考えられるけれども、概括いたしますと、漁場が不安定であると、また漁船、漁具漁ろ装置の能率

の、比較的大きな漁業に對しまして能率が落ちるということ、それから水産物の取引関係が整備されていないということ、また労働環境がかなり劣っていることなどが、その不安定を来している主要な原因と考えられるわけでございます。したがってこのよう不安定要因を除去いたしまして、その振興をはかる必要があると認められるものを取り上げまして、種々検討を行ない、その中小漁業者の経営改善の指針ともいべき事項を定めて公表いたしますとともに、その中小漁業者またはその団体に對しまして必要な助言、指導、資金のあっせんを行なうなど、必要な措置を講ずべきことを規定いたしましたわけでございます。

それから第十条は、そのような漁業を進めていくためには必要な調査なり、試験研究といふものの充実について規定したわけでございます。そういう調査なり、試験研究の重要性というものは当然のことでございますが、特に沿岸漁業の構造改善事業でありますとか、中小漁業の振興のための事業を進めていくためには、その前提として、従来以上にそういう施策を効果的に実施して参りますための資源調査、あるいは試験研究の推進などの必要性が非常に痛感されて参りますので、そういうものにつきまして国が他の試験研究機関と協力してその実を上げ、さらにその施策を充実して参りたいということ規定したものであります。

それから、第十一条は、水産業につきましてはその改良普及事業について規定したものでございます。従来から沿岸漁業等につきまして、その生産性の向上なり経営の近代化並びに従事者の

生活の改善をはかるために改良普及事業が実施されているわけでございますが、今の調査なり試験研究と相待ちまして、その改良普及事業をさらに強化し、活用いたしていくべきことを十一条で規定いたしているわけでございます。

最後に、こういうような施策を進めて参りますためにいろいろな重要事項を定めていく上につきましては、農林大臣は中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬということ規定いたしましたのが第十二条でございます。そのために審議会の委員の数をこの法律案の実施に伴いまして十名増員いたすということ、附則でそのための漁業法の改正を定めているわけでございます。

これが、法律案の各逐条的な内容についての御説明でございますが、なお、これに伴いますいろいろな数字的な資料その他につきましては、現在取りまとめ中でございますので、近くまとまり次第、できるだけ早く御提出申し上げたいというふうに考えております。

○委員長(櫻井志郎君) 以上をもって補足説明の聴取を終わりました。なお、この際、資料その他について御要求、御質疑等ございましたら御発言願います。

○天田勝正君 資料の要求ですが、今回提案された四つの法律案のうちで、審議会というものは中央漁業調整審議会というのと、漁港審議会の二つ出て参りましたが、そこで私、資料を必要としますのは、農林省関係の各種のこれらの審議会のそれぞれの特遇、それから開催数、昨年度でもいいです。それ

から出席状況、こういうものを表にしてひとつ出していただきたい。

それから、なおつけ加えますと、議運でしよつちゅう問題になるのでありますが、各種審議会の委員の国会の承認を求めるときに、どれもこれもきわめて重要なりとして説明をするわけでありませうけれども、さて、その待遇になりますと、総理大臣をはるかにこえる年間三百六十万円なんというものがあるかと思えば、一方においては日当だけで千二百円というのがある。私の記憶では漁港審議会なんかしよつちゅうそれに該当して、たしか二千四百円じゃないかと思つて、この節出てきて夜おそくなるものなら、それは夕めしも食えない。そうすると多少の重要度といひますか、差等があるのはやむを得ないとしても、とにかく三百六十万円から千二百円では、あまりにとてもない話なんで、この際、審議する際に比較してみたいので、農林省関係だけでいいですからお出し願います。

○委員長(櫻井志郎君) わかりました。委員長においてできるだけ善処をいたします。総務課長、大体状況おわかりになったと思つて、ただいまの資料は早急に整えることができま

す。

○説明員(八塚陽介君) すぐできま

す。

○委員長(櫻井志郎君) わかりました。他に御発言もなければ、本日はこれをもって散会いたします。

午後二時四十七分散会

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
一、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

正する法律案  
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「自作農維持創設資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、「農地若しくは採草放牧地を取得し」を削る。

第四条第一項中「千二百七十万円」を「千二百二十二億七千万円」に改める。

第十八条第一項第一号の二中「植栽」の下に「又は育成」を、「資金」の下に「果樹の育成に必要な資金」については、別表第二の第二号に掲げる資金のうち果樹の育成に係るものに限る。を、同号を同項第一号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

一、四 果樹以外の永年性植物であつて主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という。)(の植栽に必要な資金(別表第二の第四号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。))

一、五 家畜の購入に必要な資金(別表第二の第三号に掲げる資金のうち乳牛又は肉用牛の購入に係るもの及び同表の第四号に掲げる資金のうち家畜の購入に

加える。

係るものに限る。

第十八条第一項第一号の次に次の号を加える。

一の二 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）の取得（その取得にあつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場合におけるその土地の取得を含む。別表第二において「農業経営の改善のためにする農地等の取得」という。）に必要な資金の取得（一）を削り、同号の次に次の号を加える。

四の三 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条第二項中「前項各号に掲げる資金」を「前項第一号、第一号の三、第二号から第四号の二まで及び第五号から第八号までに掲げる資金（同項第一号の三、第五号の二、第七号及び第八号に掲げる資金については、別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金を除く。）に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「自作農維持創設資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農業若しくは沿岸漁業の構造改善の計画的推進を図り、又は農業

経営の規模の拡大、農業生産の選択的拡大若しくは林業経営の改善を促進するために必要なものとして別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付の利率はそれぞれ同表に掲げる

利率によるものとし、その償還期限及び据置期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内で公庫が定めるところによるものとする。

び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

別表の第一号中「第十八条第一項各号に掲げる資金」を「第十八条第二項に規定する資金」に改め、同号の四の二中「又は改善」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に別表第二として次のように加える。

別表第二

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一 農業経営の改善のためにする農地等の取得に必要な資金	四分五厘 （主務大臣の指定するものについては、年四分）	二十二年	三年
二 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第五條第一項に規定する資金に該當する資金であつて果樹の植栽又は育成に必要なもの	六分 （据置期間中は、年五分五厘）	十五年	十年
三 合理的な家畜飼養規模の農業経営を営むため計画的に乳牛又は肉用牛の導入及び畜舎その他の施設の整備等を行なうに必要資金であつて当該家畜の購入に必要なもの又は当該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるものうち、主務大臣の指定するもの	六分 （据置期間中は、年五分五厘）	十二年	三年
四 農業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて次掲げるものうち主務大臣の指定するもの （一）果樹又は指定永年性植物の植栽に必要な資金 （二）家畜の購入に必要な資金 （三）第十八条第一項第八号に掲げる資金	三分五厘 （当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものである場合における当該資金については、年六分五厘）	十七年 （果樹の植栽に必要なものについては、十五年）	三年 （果樹の植栽に必要なものについては、十年）
五 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	四分五厘 （主務大臣の指定するものについては、年四分）	二十五年	—
六 沿岸漁業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二、第七号又は第八号に掲げるものうち主務大臣の指定するもの	三分五厘 （当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものである場合における当該資金については、年七分五厘以内で政令で定める利率）	二十年	二年
七 沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるものうち主務大臣の指定するもの	五分五厘 （漁船の改造、建造又は取得に係るもの）	十六年	二年

附則

- 1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。
- 3 自作農維持創設資金融通法（昭和三十年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

自作農維持資金融通法

第一条中、「農地若しくは採草放牧地を取得し」を削る。

第二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「農地又は草採放牧地について」を「農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二條第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）について」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とする。

- 4 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律

農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。  
五 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、漁港法の一部を改正する法律案
- 一、沿岸漁業等振興法案

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げ、第六項を削る。

第二十條第二項中「百分の五十」の下に（前條第一項の特定第三種漁港については、百分の六十）を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 第二十條第二項の規定による負担金で昭和三十七年度以前の予算に係るもの（昭和三十八年度以降に繰り越されたものを含む）については、なお従前の例による。

沿岸漁業等振興法案

沿岸漁業等振興法

（目的）  
第一条 この法律は、国民経済の成長

長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを旨として、その地位の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

- 一 政令で定める小型の漁船を使用し、又は漁船を使用しないで行なう水産動物の採捕の事業
- 二 漁具を定置して行なう水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）
- 三 水産動物の養殖の事業

2 この法律において「沿岸漁業等」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

- 一 沿岸漁業
- 二 沿岸漁業以外の漁業で、その漁業に係る漁業生産活動の大部分が政令で定める中小漁業者により行なわれているもの

（国の施策）  
第三条 国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、次の各号に掲げる事項に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 水産資源の適正な利用、水産

動物の増殖等によつて、水産資源の維持増大を図ること。  
二 漁港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図ること。  
三 経営規模の拡大、生産行程に關するの協業化、生産性の高い漁業への転換、資本装備の高度化等と漁場の利用の合理化によつて、経営の近代化を図ること。

四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物（加工水産物を含む。以下同じ。）の保蔵及び輸送の施設の整備、水産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によつて、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図ること。

五 災害による損失の合理的な補てん等によつて、経営の安定を図ること。  
六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

七 職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の経営に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにすること。

八 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）  
第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

（財政上の措置等）  
第五条 政府は、第三條第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、第三條第一項の施策を講ずるにあつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

（沿岸漁業等の従事者等の努力の助長）  
第六条 国及び地方公共団体は、第三條第一項及び第四條の施策を講ずるにあつては、沿岸漁業等の従事者又は沿岸漁業等に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（沿岸漁業等について講じた施策に關する年次報告書）  
第七条 政府は、毎年、国会に、政府が沿岸漁業等について講じた施策に關する報告書及び講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

（沿岸漁業の構造改善事業）  
第八条 国は、沿岸漁業について、都道府県が構造改善事業に關する計画をたててこれに基づき構造改

善事業が実施される場合に当該計画の樹立及び実施について助言及び助成を行なう等沿岸漁業に係る構造改善事業が総合的かつ効率的に行なわれるように必要な援助等の措置を講ずるものとする。

2 前項の構造改善事業は、次に掲げる事項を行なうために必要な事業とする。

一 生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善

二 魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発

三 集団操業に係る先達漁船の建造、能率的な漁具及び漁ろう装置の設置等経営の近代化のための施設の導入

四 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整備

五 その他沿岸漁業の構造改善に關し必要な事項

第九條 国は、第二條第二項第二号に該当する沿岸漁業等の業種でその業種に係る沿岸漁業等につき水産資源の利用、漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備、水産物の取引関係、労働環境等に関し改善を行なつてその振興を図る必要があると認められるものについて、当該改善に係る基本的事項を定めて公表するとともに、当該基本的事項に定めるところによりその改善を行なう当該業種に係る中小漁業者及びその者を直接又は間接の構成員とする団体に対し、必要な助言、指導及び資金の融通のあつ

せんを行なう等当該業種に係る沿岸漁業等の振興に關し必要な措置を講ずるものとする。

第十條 国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るため、国の試験研究機関を行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究につき、その重複を避け、及びその成果を高めるため、その課題、方法等について他の試験研究機関と協議し、当該調査及び試験研究を他の試験研究機関と協力して実施する等必要な措置を講ずるものとする。

第十一條 国は、沿岸漁業等の生産性の向上及び経営の近代化並びに沿岸漁業等の従事者の生活改善を図るため、都道府県が、沿岸漁業等に関する技術及び知識を普及し又は沿岸漁業等の従事者の生活改善の指導を行なうことを任務とする職員並びにその職員を指導し及び沿岸漁業等に関する専門的事項について調査研究を行なうことを任務とする専門の職員を置く場合に、その設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第十二條 農林大臣は、この法律の施行に關する重要事項について、

中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百十三條第一項中「二十五人」を「三十五人」に改め、同條第三項第二号中「十人」を「二十人」に改める。

二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業共済組合等の事務費国庫負担増額に関する請願（第三二六号）

一、多頭飼育加入奨励金の全面交付実現に関する請願（第三八三三号）

一、農林年金制度改正に関する請願（第三八九号）

中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百十三條第一項中「二十五人」を「三十五人」に改め、同條第三項第二号中「十人」を「二十人」に改める。

二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業共済組合等の事務費国庫負担増額に関する請願（第三二六号）

一、多頭飼育加入奨励金の全面交付実現に関する請願（第三八三三号）

一、農林年金制度改正に関する請願（第三八九号）

一、家畜共済病傷部分掛金二分の一国庫負担実現に関する請願（第三九〇号）

一、農業災害補償制度改正の早期実現に関する請願（第四三四号）

第三一六号 昭和三十八年一月二十一日受理

農業共済組合等の事務費国庫負担増額に関する請願

請願者 北海道常呂郡端野町 平船英俊外百六十七名

た額とし、それに伴う諸手当を支給する給与体制を確立してその全額を国庫負担とせられたいとの請願。

第三八三三号 昭和三十八年一月二十一日受理

多頭飼育加入奨励金の全面交付実現に関する請願

請願者 北海道紋別郡湧別町 越智修外百六十七名

昭和三十七年度において、特定組合に実施した多頭飼育加入奨励金の措置は、全頭加入率に好成绩を取っているから、今後農業構造の改善等による多頭飼育化傾向に即応する家畜共済加入奨励策として、三十八年度は全面的に実施し、多頭飼育者の乳肉畜が全頭家畜共済で裏付けされ、安定した経営と着実な発展が図られるよう、本奨励措置の全面実施を実現せられたいとの請願。

第三八九号 昭和三十八年一月二十三日受理

農林年金制度改正に関する請願（七通）

請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷九四五 小高敏外二千八百二十九名

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第三九〇号 昭和三十八年一月二十三日受理

家畜共済病傷部分掛金二分の一国庫負担実現に関する請願

請願者 北海道常呂郡端野町 正市君

死産病傷共済の実績は、病傷給付と損害防止の普遍化によつて、著しく死産事故を減少させたが、この減少に役立った病傷の掛金と損害防止の経費は全部農家負担であり、農家負担の犠牲によつて死産の国庫負担掛金を減少させている矛盾があり、また、掛金負担が大きいことにより家畜共済加入が困難になりつつある現況であるから、乳肉畜産、主産地形成事業の着実な発展を図るためにも、死産部分同様病傷部分掛金についても二分の一を国庫負担とせられたいとの請願。

第四三四号 昭和三十八年一月二十一日受理

農業災害補償制度改正の早期実現に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町 前島隆次外百六十七名

農業災害補償制度の改正問題は、農作物における最近の災害実態の変化に伴う仕組の改善と変化する農業事情に即応して、共済団体の運営を合理化し、農家負担の軽減を図ることを主眼としているので、この制度が進展する農業構造改善施策に添つて強力に推進されるよう、（一）改正案は第四十回国会の衆議院議決の線を基本とし、（二）今国会で通過成立させ、昭和三十八年度から実施し得るよう万全の措置を講ぜられたいとの請願。

紹介議員 横川 正市君

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十八年二月九日印刷

昭和三十八年二月十一日発行

昭和三十八年二月九日印刷

昭和三十八年二月九日印刷

昭和三十八年二月九日印刷

昭和三十八年二月九日印刷

昭和三十八年二月九日印刷

昭和三十八年二月九日印刷